

町民の皆さまのご意見を募集します！

有田川町景観計画(素案)に関する意見募集

有田川町 建設環境部 建設課

日頃から町政の運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。

町では、景観を大切にしまちづくりを推進するため、「有田川町景観計画」の策定に取り組んでいます。

このたび「有田川町景観計画」の素案がまとまりましたので、一般公開し町民の皆さまから素案に関するご意見を募集いたします。

※「有田川町景観計画」の概要は裏面を参照してください。

説明会を開催いたします

- 景観計画（素案）の説明会を開催いたします。日時や会場は下記のとおりです。
- 事前申込は不要です。直接、会場にお越しください。

開催日	場所	開場
11月19日(月)	金屋庁舎2F 大会議室	18:30～
11月20日(火)	きびドーム2F 多目的研修室	18:30～
11月21日(水)	清水会館1F 青年集会室	18:30～

町民の皆さまのご意見を募集します

募集期間 平成24年11月19日(月)から 12月10日(月)まで

- 様式は自由ですが住所・氏名・連絡先を明記し、書面・FAX・電子メール等で「吉備庁舎建設課」に提出してください。
- 景観計画（素案）は、役場各庁舎、町の公式ホームページで閲覧できます。

有田川町 建設環境部 建設課（吉備庁舎2階）

住 所：〒643-0021 有田川町大字下津野 2018 番地 4

TEL: 52-2111 FAX: 52-7822 電子メール: b.kensetsu@town.aridagawa.lg.jp

ホームページアドレス: <http://www.town.aridagawa.lg.jp/>

● 「有田川町景観計画」とは？

有田川町景観計画とは、めざすべき景観像を明らかにするとともに、町民・事業者の皆さまのご理解とご協力のもと、有田川町らしい良好な景観の形成を図るため、景観に関するルールを定めるものです。

良好な景観の形成に関する方針

(1) めざすべき景観像の実現

① 気候・風土を生かした農の景観の魅力を醸成する

- ・ 稲作、みかん、山椒など地域色が豊かな農地の景観をふるさとの「顔」として維持・活用し、魅力を高める。

② 山地や森林、河川等の骨格となる自然景観を保全する

- ・ かけがえのない財産である自然と、それらが創り出す骨格的な景観を保全する。

③ 新たな表情をつくる幹線道路沿道の景観の魅力を高める

- ・ まちに賑わいや活力を生み出す商業の振興等とあわせて、産業活動が創り出す景観の魅力を高める。

④ 多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する

- ・ 高野参詣道など古道沿いに点在する歴史的文化遺産を保全し、魅力を高めながら次世代に継承する。



(2) めざすべき景観像の実現に向けた取組

① 景観の魅力を読み解き内外へと発信する

- ・ 景観に対する町民意識の高揚
- ・ 魅力ある景観を町外に広く発信

② 農林業振興や地域活性化につながる協働の景観づくりを推進する

- ・ 本町にふさわしい景観づくりの推進
- ・ 住民との協働による地域に根ざした景観づくりの推進

③ 大規模行為や屋外広告物を適正に誘導する

- ・ 大規模な土地の改変を生じさせる行為の適正な誘導
- ・ 屋外広告物の適正な誘導



景観計画の区域と景観重要地域

町内全域を景観計画区域に設定し、あらぎ島及びその周辺の区域を景観重要地域として指定します。それぞれの区域に応じた、景観ルールを定めています。

